

令和3年4月26日

保護者の皆様

品川区教育委員会
品川区立大原小学校
校長 池田 哲哉

第3回目の緊急事態宣言下の教育活動等について

日頃より、本区の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

4月25日(日)に都内に緊急事態宣言が発令されたところですが、品川区立学校では、通常登校を継続します。

あわせて、宣言が解除されるまでの教育活動については、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(※ まん延防止等重点措置の時の内容と変わりありません。)

記

1 緊急事態宣言が解除されるまでの教育活動について

(1) 学習活動について

ア 感染予防対策を講じてもなお飛沫感染の可能性の高い学習活動は行いません。

例) ・音楽での歌唱、鍵盤ハーモニカ、リコーダー等の楽器演奏

- ・グループ、少人数等での話し合い
- ・家庭科での調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・水泳指導

・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験、観察等

イ 外部との接触や交流は避け、外部講師による授業はオンライン会議システムを活用した方法に変更するなど工夫して実施します。

なお、品川地域未来塾、品川グローバル人材育成塾については、学びの保障として感染予防に配慮して実施します。

(2) 学校行事について

ア 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は実施しません。

イ 社会科見学等の校外学習は、公共交通機関を用いない徒歩圏内の実施とするか、貸し切りバスを利用する場合には、都内に限った実施とします。

(3) 金管バンド(部活動等)について

飛沫予防策を講じた上で、個人練習のレベルで実施する予定です。

(4) 出席の扱いについて

感染への不安を理由に欠席した場合には、欠席扱いとはなりません。

(5) 校庭開放について

校庭開放を延期します。

裏面もあります

2 令和3年度に予定している宿泊行事について

各種宿泊行事については、次のとおりとします。

(1) 5年林間学園（日光）

6月末に教育委員会が実施または中止の判断を行います。

(2) 6年移動教室（日光）

6月から11月までの期間に、全校1泊2日の実施とし、予定を組み直します。実施予定月の一月前に教育委員会が実施または延期・中止の判断を行います。

3 感染した場合や濃厚接触者となった場合の学びの保障

新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合には、治癒または健康観察期間が終わるまで登校することができません。学校では、児童・生徒の発達段階に合わせて1人1台のタブレット端末やワークシート等を活用したリモート学習の実施による学びの保障に取り組んでまいります。

4 家庭での感染症予防対策

(1) 3密の回避、手洗い、マスク着用などご家庭でも感染症予防の徹底をお願いします。

(2) 緊急事態宣言を踏まえ、次の感染症予防対策をお願いします。

ア 午後8時以降の不要不急の外出は避ける。

イ 都県境をまたぐ移動は自粛し、ゴールデンウィークは自宅で過ごす。

ウ ゲームセンターやカラオケ等感染リスクの高い場所には出かけない。

エ 飲食店での外食については感染予防に特段の注意を図る。

(3) 校内での感染を予防するためのお願い

ア ご家族にPCR検査を受ける方がいる場合には、児童・生徒の登校を控える。

イ 民間のスポーツクラブ、ダンススクール等で感染事例がみられることから、習い事等についてもそれぞれの感染症予防対策を確認するなど家庭外での感染リスクを低減させる。

5 その他

今後の感染拡大の状況の変化により、内容が変更される場合があります。その場合は、改めて学校からお知らせします。

表面もあります

〔お問い合わせ先〕

副校長 坂詰 晃

電話：03-3781-4487

ファクシミリ：03-3781-4808